

大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター会議内規

令和3年9月1日制定

令和3年教育マネジメント機構内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター細則（令和3年教育マネジメント機構細則第4号）第9条第2項の規定により、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター（以下「センター」という。）及び大分大学国際交流会館（以下「会館」という。）の運営に関する事項について審議するために設置する、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター会議（以下「センター会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) センターの事業計画に関する事。
- (3) センターの担当教員の編成に関する事
- (4) 会館の運営、管理及び施設整備に関する事。
- (5) その他センター及び会館の運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) センター次長
  - (3) 国際教育推進センターの教員
  - (4) 各学部の教務委員長
  - (5) 各学部の教員 各1人
  - (6) 学生支援部長
  - (7) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第5号及び第7号の委員は、機構長が指名する。
  - 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、センター会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、センター次長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールによりセンター会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次のセンター会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理の者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 センター会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 センター会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センター会議に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センター運営委員会内規（平成30年内規第1号）及び大分大学国際教育研究推進機構国際医療戦略研究推進センター連絡会議内規（平成30年内規第3号）は、廃止する。